

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

The Labour Year Book of Japan special ed.

第五編 物価・配給統制と労働者の生活

第二章 配給、消費、生活実態

第二節 食生活の推移(二)——副食品の配給と消費——

生鮮食糧品の配給と消費

まず太平洋戦争突入前の一九四〇年から一九四一年にかけての動きをみよう。野菜、果物類については一九四〇年七月に配給統制規則が施行されるとともに同年八月、一九四一年七月の二回の統制価格の設定によって、物価統制はほとんど全品目に及ぶことになったが(第一章第一節を参照)、一般消費者への青果物供給状況は、一九四一年春から夏にかけての端境期に豪雨の被害が大きく生産が著減したため、配給が混乱し、大都市においては買出しによって配給不足を補わねばならなかった。

魚類についても一九四〇年九月における統制価格の設定、および一九四一年九月におけるその拡充によって物価統制は魚介類のほとんど全部に及ぶようになった。また一九四一年四月には鮮魚介の配給統制規則が実施されたが、同年一月ごろ、東京においてはすでに魚のヤミ売りが増大し、一般配給の不足が激しくなった。当時、上等の魚はいわゆるヤミルートを通して富裕階級や高級料理屋に集中し、一般消費者に配給されるものは鮮度の落ちたいわしやさば、するめいか、またはたばかりの状態だといわれた(朝日新聞一九四一年一月一二日付)。そのため同月、魚の登録配給制が実施されたが、効果はなかった。また一九四二年一月には水産物配給統制規則が公布され、かん詰めを除く全水産食用加工品に配給統制が実施された。

都市における生鮮食料品の最低配給必要量は、野菜類が一人一日当たり二五〇グラム、魚類は同じく五〇グラムといわれていた。しかしこの生鮮食料品の生産、供給量は季節的変動や日々の変動が大きく、またその性質から保存に不向きであった。そのため毎日の配給量は供給量の変動に直接左右されて増減がはなはだしく、一定量の規則的配給の確保ということには困難な条件をもっていた。さらにこの配給機構の欠陥がこれを助長した(注1)。各都市における生鮮食料品の配給は、こうして統制開始の当初から混乱を内包したまま太平洋戦争期にはいったが、戦争下需給事情が悪化するにつれて、一般配給量は著減し配給もきわめて不規則となって、欠配状態が増大した。行列買い、情実売り、ヤミ売りは横行し、生鮮食料品の欠乏は戦争中を通じて最もはなはだしいものだった。またこれは肉や鶏卵、あるいは乾物、煮物などの副食品の配給についても同じだった(この間における生鮮食料品その他副食品の統制価格やヤミ価格の動きについては、先の第一章をみられたい)。

(注1) 当時の副食品配給機構について、日銀調査局資料によれば次のようであった(一九四四年一月「食糧品ノ配給ニ付テ」より要約)。

(1) 副食物の配給機構の共通的特徴ともいべきものは、主食品とは異なって、配給機構はいずれも営利企業であり、しかも中間機関および末端配給業者の数の多いこと、また配給方法が主食品が通帳制であるのに対して、登録制あるいは自由販売となっていることである。

(2) 青果物の配給機構 青果物配給統制規則にもとづき、農商相の指定する青果物(大

衆向け一般青果物はほとんど指定品である)は一月ごとに出荷統制組合を通じて消費地に送付する。消費地における配給統制は、六大都市、関門、北九州など主要消費地においてのみ行なわれている。これら消費地には指定荷受機関(荷受組合)があって、一元的に荷受けし、同機関から商業組合、さらに末端機構である八百屋を通じて一般消費者に配給する。消費者対末端配給機構の間はいずれも登録制を採用している。なお軍納、学校、工場などの配給分については卸売会社経営の市場に設けられた特設売場において行なう。

(3)鮮魚介 鮮魚介配給統制規則により、産地における魚獲鮮魚介は、農商相または地方長官指定の陸揚地の指定集荷所(魚市場あるいは共同販売所)に搬入し、陸揚地ごとに組織した出荷統制組合を通じて指定消費地に出荷する。消費地での配給統制は現在(一九四四年一月)京浜地区など四地区で、だいたい六大都市を含む主要消費地区に限られている。配給は、地区ごとに関係業者をもって組織する配給統制協会を通じて、当該地区内の数多くの指定消費市場に売却される。そしてこれら消費市場はさらに小売商業組合ならびに末端配給機構である小売商(青果物と同様登録制)を通じて一般に配給する。なお軍用、大口、特別消費分については卸売会社の特設市場において分荷する。

(4)食肉、鶏卵、水産物(海産性鮮魚介以外)それぞれ配給統制規則が制定されていたが、牛肉、鶏卵などのばあい、東京都においてはだいたい隣組を通じて配給されているが、その他のものは自由販売の形式をとっているため、ほとんどまったく情実販売に流れている実情である。

一九四二年にはいり、水産物(これらの加工品も含む)配給統制規則が一月に施行された。二月大阪府では全国ではじめて鮮魚、塩干魚、青果物の総合通帳制を実施した。販売所を五〇〇世帯につき一軒の割合で指定し、また隣組単位の配給を実施した区域もあった。

東京ではさきに登録配給制を実施したが、一九四七年一月ごろ魚不足は著しかった。計画上は一日おきか三日に一回ずつ配給されるはずになっていたが、朝から店先に行列をしてしかもその先頭の者にしか渡らないような実情で、一般家庭ではすでに二〇日間も一片の魚も買えないという声がひんぴんと上がった。二月の配給計画は四日に約一回の割合で一人分三〇匁となっていた。その後四月になっても魚は依然として出回らず、そのうえ鮮度の低下は著しかった。六月ごろになって魚の供給がやや増加した。それまでは一人一日当たり四~六匁程度の配給だったが、それが一人一日当たり一五~一六匁となった。しかし依然として鮮度の低下した粗悪品やだき合わせ販売が公然と行なわれた。また野菜類も同様に欠乏状態が慢性化しており、これに乗じて量目不足やヤミ価格での情実売りが一般的となった。一月からは野菜の隣組単位の登録制が東京市において実施された。これは小売商(八百屋)一軒につき三〇隣組を基準に受持隣組を定め、その登録店から購入する方法で、野菜の行列買いやヤミの解消を目的としたものだったが実効はなく、その後も依然としてヤミの横流しは減少しなかった(以上は主として朝日新聞の当時の記事による)。また日銀調査局の資料によると、東京における一九四二年一月から一月にかけての魚の一般家庭配給量は一人一日当たり平均一一・三匁にすぎないという状況だった(「食糧品ノ配給ニ付テ」一九四四年一月による)(注1)。

(注1)コーヘン、前掲書(下巻、一五八ページ)は魚類の配給の実情を次のように述べている。「六大都市に定められた平均一日一人当りの魚類割当量は五〇グラムであった。しかし普通消費者に配給された実際の数量は最初から指定数字の六〇%にすぎず、のちになるに

したがってますます低下した。たとえば、東京における魚類の実際配給量は一九四二年の一日三六・五グラムから一九四五年一月の一〇・五グラムに下り、一九四五年の八月には皆無となった。」

一九四三年には、東京における四月ごろの魚の配給は一人一日当たり平均六・九匁程度にすぎず、たまにあればさめだけという状況だった。六月から魚の隣組単位の登録制が実施されたが、七月、八月と魚の配給は依然として少なく一週間～一〇日ぐらいに一回、にしんや塩ざけ、ますなどの配給が行なわれる程度だった。野菜もまた不足が続いた。またこれまで野菜の買出し(持出し)制限は、青果物配給統制規則により一人一日当たり八貫目以内とされていたが、七月からこれが二貫目以内に制限された。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

発行 1964年

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 東洋経済新報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
